

財団法人アジア女性交流・研究フォーラム サポーター制度要綱

(目的)

第1条 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム(以下、「フォーラム」という。)は、フォーラムの活動を広く普及するために、フォーラムの活動を支援し協働して事業を行う「フォーラムサポーター」(以下、「サポーター」という。)の制度を設ける。

(サポーターの参加資格)

第2条 サポーターは、国籍、性別、年齢を問わず、フォーラムの事業について理解し、協力するもので次の活動を行うものとする。

- (1) 個人の自発に基づく活動
- (2) 無償性を原則とする活動
- (3) アジア地域を中心とした世界の女性の地位向上と連帯・発展に寄与する活動

(サポーターの活動内容)

第3条 フォーラムが依頼する活動は、次のとおりである。

- (1) イベントに関する活動
各種事業の遂行に関わる業務
- (2) 語学に関する活動
各種事業の翻訳・通訳関係の業務
- (3) その他
各種活動に必要な業務

(登録手続き等)

第4条 サポーター制度の目的に賛同するものであれば、誰でも申し込みできるものであり、サポーターの登録手続きは次のとおりである。

- (1) サポーターを希望する個人は、サポーター登録申込書(以下「申込書」という。)に必要事項を記入の上、フォーラムに提出する。
- (2) 申込書を受け付けたフォーラムは、サポーターとして登録する。
- (3) 登録後、サポーターは必ず、フォーラムの事業やサポーターの活動について、事前にフォーラムから必要な説明を受ける。

(脱退手続)

第5条 サポーターから脱退届が提出されたときは、これを遅滞なく処理し、サポーターとしての登録を抹消する。

(フォーラムの業務)

第6条 フォーラムはサポーターが活動を行う前に事前説明会を開催し、実施当日はサポーターの出欠の確認、業務の進行管理及び技術支援を行う。

(経費)

第7条 (1) 交通費相当額として1人半日(概ね3時間従事)当り1,000円を、実施当日にサポーターに現金で支払う。1日に亘る場合は2,000円を支払う。
(2) サポーターのボランティア保険の保険料を負担する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 サポーターの個人情報については、個人情報保護基本方針及び個人情報保護規程の趣旨に則り、その適切な運用に努める。

(その他)

第9条 その他、この要綱に定めがないものは、フォーラム理事長がこれを定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。